

接骨院の施術には保険適用になる施術とされない施術があります。

保険適用となる施術

(外傷性が明らかな負傷)

●負傷原因がはっきりしている、下記の外傷性の負傷で慢性に至っていないものに限られます。

- 骨折
- 脱臼
- ひび(不全骨折)
- ねんざ
- 打撲
- 肉離れ(挫傷)



※内科的原因による疾患は含まれません。
※骨折・ひび・脱臼は、応急手当の場合を除き医師の同意が必要です。
※骨・腱・筋・関節・靭帯などのケガが保険適用となります。

自費となる施術

(病気による痛み、原因不明の痛み)

- 慢性に至った外傷性の負傷
- 日常生活による単なる疲れや肩こり
- 単なる加齢からの痛み
- スポーツなどによる肉体疲労
- 脳疾患などの後遺症
- リウマチ・関節炎などの痛み
- 保険適用となる施術であっても同一部位について医療機関の治療を受けながら、同時に接骨院の施術を受けている場合
- 通勤中や勤務中の負傷
(健康保険ではなく労災保険の適用)

- 接骨院で保険適用となる施術と判断されても、健保組合が厚生労働省の通知に基づく審査により自費となる施術と判断した場合は、施術費用の全額が自己負担となります。
- 長期にわたる施術を受けているなどの患者には健保組合からの照会が行われます。

保険適用となる施術を受けた場合は健保組合への療養費支給申請手続き(署名)が必要です。

あなたに代わって
柔道整復師が請求します。
申請内容をきちんと
確認して署名を!!

署名のチェックポイント

- ✓ 申請書には保険適用と説明をうけた負傷名のみが記載されているか確認しましょう。
- ✓ 申請書は暦月ごとに申請されますので、その月に接骨院へ通院した日の確認もしましょう。
- ✓ 代理署名は例えば手を負傷して筆記具が持てない場合などに限られ、その際は代理署名を確認して押印しましょう(印鑑をご用意ください)。



柔道整復施術療養費支給申請の手続き【受領委任払い】



医療費のお知らせは必ず内容をチェック!

チェックのポイント



内容に心当たりがない、
不明点がある場合は、
健保組合までご連絡ください。

健保組合では、医療機関などにかかった方へ医療費のお知らせを通知しています。領収証と照らし合わせて、必ず内容をご確認ください。

※名称や発行方法(郵送やwebなど)は健保組合ごとに異なります。

医療費の
支払いのための
患者照会に
ご協力ください。

